

国土交通省 航空局長

農林水産省 消費・安全局長

空中散布等を目的とした無人航空機の飛行
に関する許可・承認の取扱いについて

1. 目 的

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条ただし書の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可及び法第 132 条の 2 ただし書の規定による同条に定められた飛行の方法によらない飛行の承認は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと国土交通大臣が認めて許可又は承認（以下「許可等」という。）をした場合に限り、法第 132 条に規定する飛行の禁止空域での飛行や法第 132 条の 2 に規定する飛行の方法によらない飛行を可能とする趣旨で設けられているものである。

本文書は、空中散布等における無人航空機利用技術指導指針（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）等に基づき安全性を確保した上で、空中散布等（無人航空機を用いて行う空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査をいう。）を行う無人航空機の飛行に関する許可等の取扱いを定めることを目的とする。

すなわち、無人航空機の飛行の許可等に関する事務については、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（平成 27 年 11 月 17 日付け国空航第 684 号、国空機第 923 号）を適用するにあたり、次のとおり取り扱うものとする。

2. 申 請

2-1 申請の方法

(1) 手 続

- a) 許可等の申請は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条の 3 又は第 236 条の 6 に規定されている事項を記載した申請書により行わせるものとする。なお、申請にあたっては、申請者の利便の確保及び行政の迅速な事務処理のため、様式 1 を使用して行わせることができる。

b) 申請書については、当該申請に係る最初の飛行開始予定日の 10 開庁日前までに、国土交通大臣宛てに提出させるものとする。なお、進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から 150m 以上の高さの空域における飛行を行う場合には、当該飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所長にも提出させるものとする。

(2) 一般社団法人農林水産航空協会等による代行申請

空中散布等を目的に無人航空機を飛行させる者の許可等の申請は、一般社団法人農林水産航空協会（以下「農水協」という。）や技術指導指針に基づき都道府県単位で整備されている都道府県協議会等を代表者として、代行して行わせることができる。

(3) 許可等に係る事務を円滑に行うための事前の準備

許可等に係る事務を行うため、毎月月末に、航空局安全部運航安全課の職員は農水協から次に掲げる情報の提供を受けること。

- ・農水協の登録を受けた無人航空機の一覧表
- ・農水協の技能認証を受けた無人航空機を飛行させる者の一覧表

2-2 申請書記載事項の確認

許可等の申請にあたっては、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認すること。

2-2-1 法第 132 条に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項

(1) 氏名及び住所

- ・代行申請の場合には、代行申請である旨を明記した上で、代行申請者の氏名及び住所を記載すること。なお、代行申請者は、無人航空機を飛行させようとする者に関する情報をとりまとめた資料として、技術指導指針に基づく「空中散布等事業計画書」又は様式 2 の書類を申請書に添付すること。
- ・無人航空機を飛行させようとする者が自ら申請する場合には、本人の氏名及び住所を記載すること。
- ・申請内容に関する問い合わせに対応できるよう、連絡先もあわせて記載すること。

(2) 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項

- ・飛行させる無人航空機の製造者名、名称及び重量を記載すること。
- ・無人航空機の重量については、機体本体の重量及び飛行のために必要なバッテリーの重量の合計（バッテリー以外の取外し可能な付属品の重量は含まな

い。)並びに最大離陸重量を記載すること。

- ・産業用無人航空機運用要領（平成2年5月15日付け2農航発第130号一般社団法人農林水産航空協会会長通知）第5条に規定する認定整備事業所における飛行の申請の場合には、農水協が性能確認を行っている無人航空機の製造者名、名称及び重量を記載すること。
- ・産業用無人航空機運用要領第6条に基づき農水協が指定した教習施設（以下「指定教習施設」という。）における飛行の申請の場合には、当該指定教習施設で使用する無人航空機の製造者名、名称及び重量を記載すること。

(3) 飛行の目的、日時、経路及び高度

a) 飛行の目的

- ・該当する飛行の目的を選択すること。

b) 飛行の日時

- ・空中散布等を行う期間及び時間帯を記載すること。また、無人航空機を飛行させる者が空中散布等を行う主な期間が分かる資料として、空中散布等事業計画書又は様式2の書類を申請書の添付書類とする場合には、「実施予定月日」の欄に記載すること。
- ・認定整備事業所における飛行の申請の場合には、機体の整備を行う期間を記載すること。
- ・指定教習施設における飛行の申請の場合には、知識及び技能の教習を行う期間を記載すること。

c) 飛行の経路

- ・農用地等で空中散布等を実施する旨を記載すること。また、無人航空機を飛行させる者が空中散布等を行う主な場所が分かる資料として、空中散布等事業計画書又は様式2の書類を申請書の添付書類とする場合には、「該当市町村名」の欄に記載すること。
- ・認定整備事業所における飛行の申請の場合には、機体の整備を行う場所を住所又は地図でもって記載すること。
- ・指定教習施設における飛行の申請の場合には、知識及び技能の教習を行う場所を住所又は地図でもって記載すること。
- ・進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行を行う場合には、航空情報の発行のため、緯度経度（世界測地系で秒単位）による飛行範囲もあわせて記載すること。

d) 飛行の高度

- ・飛行の高度の上限を記載すること。
- ・進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空

域における飛行を行う場合には、航空情報の発行のため、海拔高度もあわせて記載すること。

(4) 飛行禁止空域を飛行させる理由

- ・該当する許可を求める空域を選択するとともに、選択した飛行禁止空域で無人航空機を飛行させる理由を記載すること。

(5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項

- ・農水協が性能確認を行った無人航空機を飛行させる旨及び当該無人航空機の機体登録記号を記載すること。また、空中散布等事業計画書又は様式2の書類を申請書の添付書類とする場合には、「機体登録記号」の欄に記載すること。
- ・認定整備事業所における飛行の申請の場合には、農水協が性能確認を行った無人航空機を整備する旨を記載すること。
- ・指定教習施設における飛行の申請の場合には、農水協が性能確認を行った無人航空機を使用して技能の教習を行う旨及び当該無人航空機の機体登録記号を記載すること。

(6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

- ・農水協が技能認定を行った者が無人航空機を飛行させる旨及び当該飛行を行う者の技能認定証番号を記載すること。また、空中散布等事業計画書又は様式2の書類を申請書の添付書類とする場合には、「実施主体名（防除委託者名及び防除実施者名）」、「オペレーター名（氏名及び技能認定証番号）」の欄に記載すること。
- ・認定整備事業所における飛行の申請の場合には、当該飛行を行う者の技能認定証番号を記載すること。
- ・指定教習施設における飛行の申請の場合には、入所者の氏名を記載するとともに、当該教習施設の教官の氏名及び技能認定証番号を記載すること。

(7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

- ・安全を確保するために必要な体制を記載すること。

(8) その他参考となる事項

- ・病虫害の発生等に対応するための飛行等の緊急を要する飛行の取扱いについて記載すること。

2-2-2 法第132条の2に定める飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項

(1) 氏名及び住所

- ・ 2-2-1 (1) に同じ。
- (2) 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
 - ・ 2-2-1 (2) に同じ。
- (3) 飛行の目的、日時、経路及び高度
 - ・ 2-2-1 (3) に同じ。
- (4) 法第 132 条の 2 各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由
 - ・ 該当する承認を求める飛行の方法を選択するとともに、選択した飛行の方法で無人航空機を飛行させる理由を記載すること。
- (5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項
 - ・ 2-2-1 (5) に同じ。
- (6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項
 - ・ 2-2-1 (6) に同じ。
- (7) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項
 - ・ 2-2-1 (7) に同じ。
- (8) その他参考となる事項
 - ・ 2-2-1 (8) に同じ。

3. 許可等の手続き

3-1 許可等の処分

許可等の際には、許可書又は承認書を交付するものとし、許可書又は承認書の作成にあたっては、別添の参考様式を参照すること。

なお、許可等の申請が代行申請によるもの場合は、許可等が行われた飛行の初日までに十分な余裕を持って、許可書又は承認書が代行申請者を經由して全ての申請者宛てに送付されるよう、迅速に事務処理を行うものとする。

3-2 許可等の条件

指定教習施設における飛行の申請の場合には、訓練を行う者は必要な飛行経歴、知識及び技能を有していないことから、「指定教習施設において必要な訓練を行い、農水

協から技能認定証の交付を受けることにより、空中散布等の業務のため無人航空機を飛行させることができる。」旨を条件として付すこととする。

3-3 許可等の期間

一回の許可等の期間は、空中散布等が行われる期間並びに知識及び技能の教習等が行われる期間とする。ただし、継続的に無人航空機を飛行させることが明らかな場合には、1年を限度として許可等を行うものとする。

3-4 申請内容に変更が生じた場合の取扱い

許可等を取得した後、申請内容に変更が生じた場合には、改めて申請を行わせるものとする。ただし、既に許可等を取得した者が、新たに農水協の登録を受けた機体を使用することとなった場合には、2-1(3)に基づき農水協から機体の一覧表について報告させることで差し支えないものとする。

4. 許可等の基準への適合性の確認

空中散布等については、次の飛行実態を踏まえて許可等を行うものとする。

- ・人又は家屋の密集している地域で空中散布等を行う場合があるが、地上（森林防除の場合は樹木の梢端部）から数m上空を飛行させるのみであり、第三者の上空で飛行させる可能性はない。
- ・日の出前の時間帯に空中散布等を実施する場合がある。
- ・空中散布等を実施する農用地等によっては、家屋や電柱等の物件から30mの距離を保つことができない場合がある。
- ・空中散布等を行うための技術等を向上させるための競技会・研修会が定期的開催されている。
- ・農薬や肥料は危険物に該当する。
- ・空中散布等は物件の投下に該当する。

4-1 無人航空機の機能及び性能

- ・空中散布等及び指定教習施設における飛行については、産業用無人航空機運用要領第3条及び第4条に基づき、農水協による性能等の確認を受け、かつ、農水協に登録されている機体如果使用されていれば、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。
- ・認定整備事業所における飛行については、産業用無人航空機及び散布装置性能確認基準（平成2年5月15日付け2農航発第130号一般社団法人農林水産航空協会会長

通知)に基づき、適切に整備された機体如果使用されていれば、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。

4-2 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力

- ・空中散布等及び認定整備事業所の飛行については、産業用無人航空機運用要領第7条に基づき農水協による技能確認を受け、かつ、当該団体から技能認定証が交付されている者が無人航空機を飛行させていれば、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。
- ・指定教習施設における飛行について、訓練を行おうとする者が、必要な飛行経歴、知識及び技能は有していなくても、産業用無人航空機教習施設指定基準（平成18年7月19日付け18農航発第625号一般社団法人農林水産航空協会会長通知）に基づき安全性が確保された状態で飛行させていれば、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。

4-3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

- ・空中散布等の飛行については、技術指導指針等に基づき、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保した適正な飛行のために必要な体制が構築されていれば、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。
- ・緊急を要するとして、例えば、病虫害の発生等の対応のために空中散布等事業計画書に記載されていない場所で飛行させることとなった場合については、技術指導指針に従って飛行させること。
- ・進入表面等の上空の空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域を飛行することがある場合には、当該進入表面等を管理する空港設置管理者等との調整を適切に行わせるものとする。
- ・認定整備事業所における飛行については、技術指導指針等に基づき、人畜、周辺環境等に対する安全性を確保した適正な飛行のために必要な体制が構築されていれば、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。
- ・指定教習施設における飛行については、産業用無人航空機教習施設指定基準に基づき農水協から認定を受けた教官の監督のもと、安全性を確保した適正な飛行のための体制が構築されていれば、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領に定める基準に適合していると判断して差し支えないものとする。
- ・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。

- ・無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失若しくは航空機との衝突又は接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに国土交通省まで報告する体制を構築すること。なお、夜間又は休日における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を入れること。

- ・無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号
- ・無人航空機を飛行させた者の氏名
- ・事故等の発生した日時及び場所
- ・無人航空機の名称
- ・無人航空機の事故等の概要
- ・その他参考となる事項

5. その他

(1) 実績の報告

航空局安全部運航安全課は、空中散布等を目的とした無人航空機の飛行の実績(緊急を要する飛行を含む。)を把握するため、農林水産省消費・安全局植物防疫課から、技術指導指針第4の8(3)に基づく報告の写しの提供を受けるものとする。

(2) 人口集中地区の周知

人口集中地区については、農業者等からの問い合わせ等に適切に対応できるように努めるとともに、総務省統計局ホームページや国土交通省航空局ホームページで示す方法に従って確認させること。

附則（平成 27 年 12 月 3 日 国空航第 734 号、国空機第 1007 号、27 消安第 4546 号）
この通達は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

<p>無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項</p>	
<p>無人航空機の機能及び性能に関する事項</p>	
<p>無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項</p>	
<p>無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項</p>	
<p>その他参考となる事項</p>	
<p>備 考</p>	

(様式2)

実施主体名		オペレーター名		機 体 登録記号	該 当 市町村名	実 施 予定月日
防 除 委託者名	防 除 実施者名	氏 名	技 能 認定証番号			
(例) JA〇〇	散布ヘリ (株)	散布 太郎	2015-1111	1234	〇〇市 △△町	5～8月

記載注意

- (1) 技能認定証番号には、一般社団法人農林水産航空協会会長が交付する技能認定証の認定証番号を記載すること。
- (2) 機体登録記号には、一般社団法人農林水産航空協会会長が発行する登録証明書の登録記号（例：JRC01234）の下4桁の番号（例：1234）を記載すること。

(参考様式)

第 号

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

殿

年 月 日付けをもって申請のあった無人航空機の飛行について、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条ただし書及び第 132 条の 2 ただし書の規定により、下記のとおり、飛行の禁止空域において飛行することを許可し、及び飛行の方法によらずに飛行することを承認する。

記

許 可 及 び 承 認 事 項：

許 可 等 の 期 間：

無 人 航 空 機：

無人航空機を飛行させる者：

条 件：

年 月 日

国土交通大臣 印